

駒場自治会会則に係わる細則

本細則は駒場自治会会則（以下「会則」という）第9条に定めるところにより、以下のとおり運営上の取り決めを定める。

（班長の役割）

- I 会則第5条第2項に定める委嘱を受けた班長は、次の役割を負う。
- a 定期総会、臨時総会、役員会への出席、ならびに諸行事等へ参加
開催の案内はその都度、会事務局から通知される。
 - b 自治会費・会員名簿の取りまとめ
組長が徴収した自治会費・組の会員名簿を取りまとめ、会事務局に提出する。
 - c 回覧物などの仕分け、配布
毎月、また不定期に配布される回覧物等を受取り、必要部数を速やかに組長宅に配布する。
 - d その他
 - ①毎月定期日の古紙回収を推進する。
 - ②班長は、会の専門部会に所属して「総務広報」、「環境」、「防災防犯」、「交流」の役割を分担し、その任に就く。
 - ③会が主催・共催する行事に実行委員としてこれを実施する。
 - ④会員の慶弔事には、会から慶弔金品を給付するため班長は、慶弔事の情報があったときは、会長に報告する。
 - ⑤組長からゴミ集積所のネットや箒が必要との連絡を受けたときは、環境部長に連絡を取り、自治会在庫の確認を依頼し、指示を受ける。

（組長の役割）

- II 会則第5条第2項に定める委嘱を受けた組長は、次の役割を負う。
- a 組長は班長を補佐して組内の連絡調整にあたる。副組長は組長を補佐すると共に、組長不在の場合はこれを代行する。
 - b 会の定期総会、臨時総会への出席、ならびに行事等への参加
 - c 自治会費の徴収
組長は、会計年度当初に会員から自治会費を徴収すると共に、組の会員名簿をまとめ班長に提出する。
 - d 回覧物等の配布
毎月、また不定期に班長から配布される回覧物等は、部数など内容を確認し速やかに会員宅に配布する。
 - e その他
 - ①毎月定期日に、班長を補佐して古紙回収の推進に協力する。
 - ②組の会員に慶弔事の情報があったときには、会から慶弔金品の給付があるため、班長に報告する。
 - ③組の会員からゴミ集積所のネットや箒が必要との要望があった場合には、班長に連絡し、指示を受ける。

（会費の額）

- III 会則第24条に定める会費の額は、次のとおり定める。
- a 会費は年額1,800円とする。
 - b 年度の途中で入会する場合の会費は、入会した翌月から年度末までの月数分に月額150円を乗じた額とする。
 - c 会員が年度の途中で退会した場合、既に納めた自治会費は返却しない。
 - d 自治会費の徴収対象は、世帯に対して行う。
 - ①世帯とは住民票に基づき生活を共にする単位をいう。

- ②「生活を共にする」とは原則として玄関、食事、並びに電気等のメーターを共に利用するものを基準とし、疑義がある場合には実情を勘案の上、会長が決定する。

(慶弔金、祝品の額及び種類)

IV 会則第 30 条に定める慶弔金、祝品は、会員及び会員と同居している親族に給付し、会員からの申告によって給付する。また、会員及びその親族は、この規定による慶弔等に関する金品等への返礼を行わないものとする。

a 種類、金額ならびに対象となるものは次のとおりとする。

(1) 敬老祝品

会員の世帯主又は同居している者が満 75 歳以上で「敬老の日」を迎えたとき世帯主に

・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,200 円相当の品

(2) 敬老祝金

会員の世帯主又は同居している者が満 100 才となり最初に到来する「敬老の日」を迎えたとき

・・・・・・・・・・・・・・・・ 10,000 円

(3) 弔慰金

①会員の世帯主及びその配偶者が死亡したとき

・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000 円

②会員と生活を共にしている者が死亡したとき

・・・・・・・・・・・・・・・・ 3,000 円

附則 この細則は、平成 30 年 10 月 28 日から施行する。

附則 この細則は令和 7 年 4 月 27 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。